

第22回東京都メディカルコントロール協議会会議録

日時：令和4年3月14日（月）15時00分から17時00分まで

場所：東京消防庁本部庁舎10階カンファレンスルーム及びWeb

出席：出席委員21名、欠席委員2名

1 開会

会議の内容について、傷病者の個人情報に触れる部分等については非公開とする。

2 委員紹介等

3 議題

(1) 審議事項

ア 事後検証委員会協議関係

(ア) 救急隊除細動プロトコールの一部改正について

救急活動中に除細動器の通電するジュール数が本来通電すべきジュール数でなかった場合、変更後の通電するジュール数での除細動やその後の救急処置について、救急隊指導医に助言を得てから対応することとなっている。しかし、救急隊が救急隊指導医に助言を得てから除細動をさせると、除細動が遅れてしまうことが考えられることから、対応要領について救急処置基準委員会に付議することとした。

(イ) 消防隊除細動プロトコールの一部改正について

消防隊AEDのモードの選択は、CPA事案が小児よりも成人の事案が多いことから、常に成人モードとすることについて救急処置基準委員会に付議することとした。

また、CPA事案で消防隊先着時、救急隊の活動プロトコールが消防隊のAEDの初回の解析結果で決まることから、確実に消防隊の初回の解析結果を伝えることについて救急処置基準委員会に付議することとした。

イ 救急処置基準委員会協議関係

(ア) 救急隊除細動プロトコールの一部改正について

事後検証委員会の付議事項について協議した結果、救急隊指導医に助言を得ることよりも直ちに除細動を行うことの方が傷病者に対して重要であり、効果があると考えられる。そのため、除細動器の通電するジュール数に変更があった場合は、除細動後に救急隊指導医に助言を得るということを東京都メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）に付議し、承認されたため、救急活動基準の救急隊除細動プロトコールの一部を改正することとした。

(イ) 消防隊除細動プロトコールの一部改正について

事後検証委員会の付議事項について協議した結果、AEDのモード切り替えスイッチは常時は成人モードとし、使用開始時にAEDの成人モード・小児モードの別を確認することを協議会に付議し、承認されたため、救急活動基準の消防隊除細動プロトコールの一部改正することとした。

また、消防隊が先着しAEDを使用した際に、除細動パッドを装着した直後に始まる解析で通電を行ったかを確実に救急隊に伝えることについて、救急活動基準に明記することも協議会に付議し、承認された。

ウ 指示指導医委員会協議関係

搬送先医療機関からの特定行為に係る意見に対する対応について

救急救命士は特定行為を行う場合、救急隊指導医又は現場にいる医師から具体的な指示を受けている。一方、救急隊が特定行為を行う救急活動中に、搬送先医療機関の医師から特定行為の実施について意見が出されることがあり、救急現場で混乱をきたす場合があります。このため、協議会に（ア）、（イ）について付議することとした。

(ア) 救急隊へ、実施可否を含め特定行為に関する指示を行うのは、救急隊指導医又は現場医師とする。

(イ) 搬送先医療機関医師により、特定行為に関して救急隊指導医の指示と異なる意見が出された場合は、協議の上救急隊指導医が最終判断を行う。

ただし、協議に時間を要する場合は、救急隊指導医の指示が優先される。

協議会において了承されたため、都内三次医療機関及び救急隊指導医制度参画医療機関に対して運用要領について通知することとした。

(2) 報告事項

ア 東京都における令和3年中の救急活動について

東京都全体の救急出場状況が報告された。

イ 医療機関に勤務する救急救命士の処置範囲拡大時に係る東京都メディカルコントロール協議会での認定について

今後、事務局において関係機関と調整を図りながら事務手続きについて検討を進めていく。

ウ 東京都メディカルコントロール協議会における男女共同参画の推進について

今後、各委員からの推薦など関係機関との調整を進めるとともに、要綱改正も視野に入れた検討を進めることとする。

エ 東京都ドクターヘリ運航事業との連携について

東京消防庁では東京都ドクターヘリ運航事業との連携を実施する。東京都主管部局は福祉保健局救急災害医療課、事業者・基地病院は杏林大学医学部附属病院、協力病院は東京医科大学八王子医療センターと東京都多摩総合医療センターである。

オ 新型コロナウイルス感染症患者への対応状況について

新型コロナウイルス陽性者の医療機関選定において、救急隊は東京都と連携し医療機関等選定を実施している。

4 閉会

以上